

第4回 栃木地方最低賃金審議会の公開について

標記の審議会を下記のとおり公開いたします。

傍聴を希望される方は、下記の申込要領によりお申し込みください。

記

1 日 時 平成29年8月23日(水) 午前10時から

2 場 所 宇都宮市明保野町1番4号

宇都宮第2地方合同庁舎 5階大会議室

3 議 題

(1) 栃木地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について

(2) 栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について

(3) 栃木県特定最低賃金の改正決定について

(4) その他

4 傍聴者 8名以内

5 申込要領

(1) 傍聴希望者は、傍聴希望者ごとに傍聴を希望する審議会の開催日、住所、氏名、電話番号、FAX番号を御記入の上、郵送又はFAXにて下記までお申し込みください。
(様式は任意です。)

申込締切日は、平成29年8月18日(金)午後5時(必着)です。

〒320-0845

宇都宮市明保野町1-4 栃木労働局労働基準部賃金室

FAX 028-632-6585

(2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合は抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴をお断りする方に対しては、審議会の前日までにFAX又は郵送で通知いたしますので御了承をお願いいたします。

(3) 審議会当日は、開始10分前までに来場し、傍聴者名簿に記入してください。入室は5分前からとなります。

なお、審議会開始後の入室は認められませんので御注意ください。

(4) 当日は、申し込みいただいた本人であることを確認させていただくことがあります。

(5) 傍聴する場合には、別紙の遵守事項を厳守してください。

(6) 審議会の一部を非公開とする場合があります。この場合には、傍聴人は速やかに退室していただきます。

(7) 車椅子をお使いになる方は、その旨を申し込みの際にお書き添えください。

また、介助の方がいる場合は、その方のお名前も併せてお書き添えください。

6 その他

駐車場が混み合っておりますのでバスなどの交通機関を御利用ください。

栃木地方最低賃金審議会

事務局：栃木労働局労働基準部賃金室 TEL 028-634-9109

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・レコーダー等の録画・録音機器の使用はご遠慮ください。
- 5 静粛を保ち、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場では着用しないでください。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている人、酒気を帯びている人、その他秩序を乱すおそれがあると認められる人の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長及び審議会事務局職員の指示に従うようお願いします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う場合は、退室していただくことがあります。

栃木地方最低賃金審議会

事務局：栃木労働局労働基準部賃金室